

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」に基づく
地域医療構想調整会議における議論の進め方について

1 公的医療機関等 2025 プランについて

(1) 医政局長通知（平成 29 年 8 月 4 日付け）

- 公的医療機関等（※）は、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示すための「公的医療機関等 2025 プラン」（以下「2025 プラン」という。）を策定した上で、当該プランを地域医療構想調整会議に提示する。
- 都道府県は、地域医療構想調整会議において、2025 プランを議論したうえで、年度内に次年度の構想の具体的な取組について意見の整理がなされるよう、適切な進捗管理を行う。

この通知を踏まえ、神奈川県においては、平成 29 年 11 月末を提出期限として、該当医療機関への 2025 年プランの策定を依頼した。

※ 公的医療機関：都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会（厚生連が設立した「社会医療法人」も含む）、社会福祉法人北海道社会事業協会の開設する病院又は診療所。

※ 公的医療機関等：上記に加え、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、その他の共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会並びに独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院又は診療所。

※ 医政局長通知においては、上記に加え、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院又は診療所、地域医療支援病院、特定機能病院も含まれる。

(2) 2025 プランの記載事項

【基本情報】医療機関名、開設主体、所在地、許可病床数、稼動病床数等

【現状と課題】構想区域の現状と課題、当該医療機関の現状と課題等

【今後の方針】当該医療機関が地域において今後担うべき役割、今後持つべき病床機能等

【具体的な計画】当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項、数値目標

(3) 2025 プランの位置づけ

- 公的医療機関等が地域で担う機能や役割分担を明確にして、地域における医療機能の分化・連携について議論するためのツール。
- その他の医療機関についても、地域における役割分担を議論していく必要があるため、2025 プランに準じたプランの策定、または別の方法で、各医療機関の意向を把握しながら、議論を進めていく。

2 地域医療構想調整会議における議論の進め方

(1) 第3回地域医療構想調整会議（平成30年1月～2月開催）において、各構想区域の公的医療機関等が提出した2025プランを元に作成した資料に基づき、今後の議論の進め方について意見交換を行う。

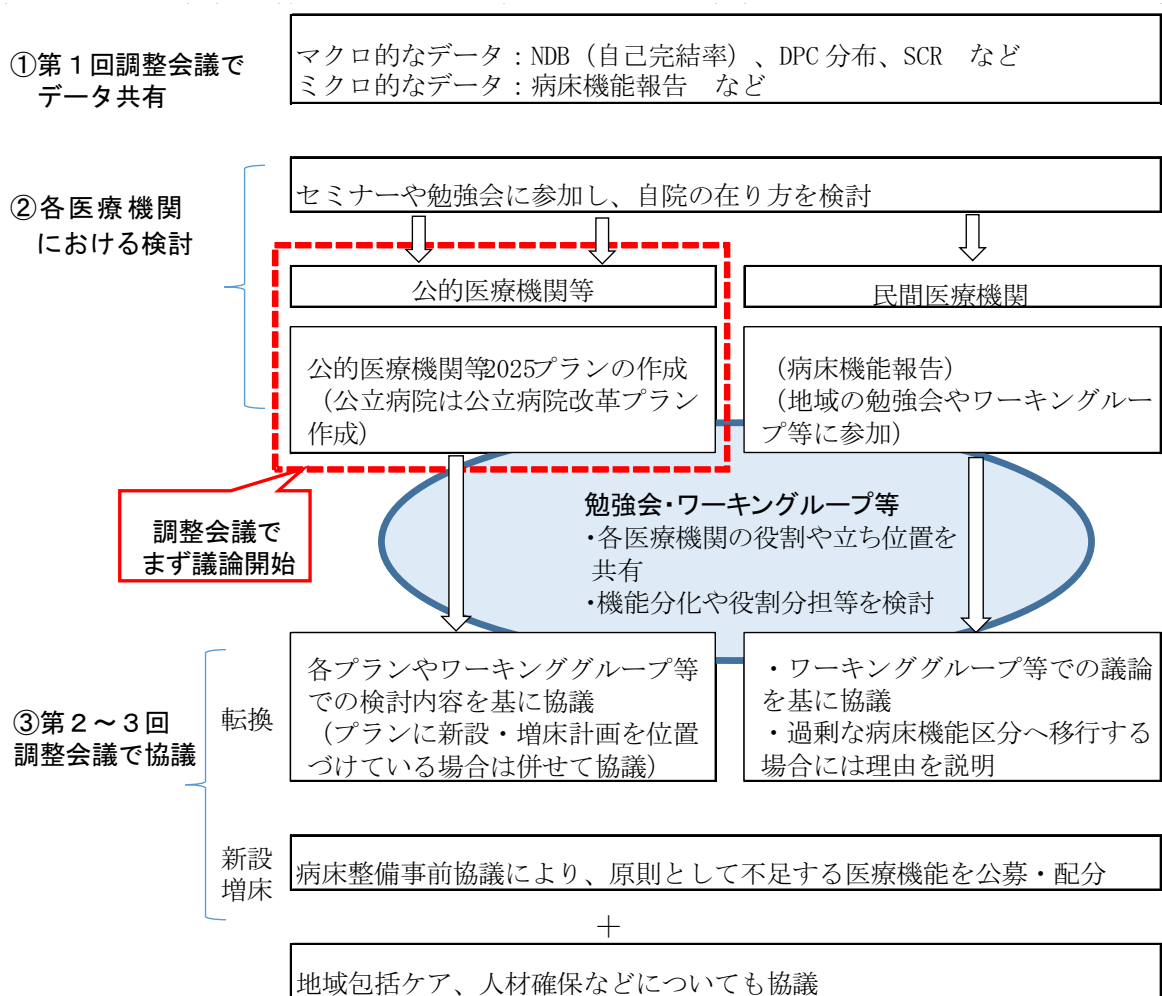
① 2025プランを地域で共有する方法

② 地域で求められる医療機能について、医療機関が参加する意見交換の場 等

(2) 次回の平成30年第1回地域医療構想調整会議では、今回出された意見を参考に、データ項目の追加、対象医療機関からの説明などにより、地域で求められる医療機能についてさらに議論を進める。

(3) 県は平成30年度に2025プランの時点更新の必要性を照会し、プランを更新する。

(4) 進め方の全体フロー（毎年度）



【構想区域ごとの意見交換の場】

構想区域	公立・公的医療機関数	全病院数 (※)	構想区域内の全病院が参加する ワーキンググループ等の意見交換の場
横浜	25	115	—
川崎	北部	3	—
	南部	4	
相模原	6	34	—
横須賀・三浦	5	28	WG設置・開催
湘南東部	2	19	WG設置・開催
湘南西部	7	16	病院協会主催勉強会開催
県央	5	28	意見交換会開催
県西	4	21	—

※ 平成28年度病床機能報告対象病院数

【検討事項（案）】

- 当該構想区域の現状、課題、不足している病床機能や医療機能等について、構想区域内の医療機関間での情報共有。（データに基づく情報のほか、各医療機関の実感）
- 急性期・回復期機能の整理、精査の検討。
（例：奈良県方式：急性期を「重症急性期を中心とする病棟」「軽症急性期を中心とする病棟」の区分）

3 参考

(1) 基本的な考え方（地域医療構想 P48）

- ・ 病床機能の確保及び連携の推進にあたっては、各医療機関の自主的な取り組み及び地域医療構想調整会議を通じた地域の関係団体等による取り組みを基本とする。
- ・ これらの取り組みを推進するため、地域医療構想調整会議等において、毎年の病床機能報告制度の結果や、地域の医療提供体制に関する様々なデータを示すほか、病床機能の確保及び連携に係る支援策について、医療機関や地域の関係団体に対して適切な情報提供を行う。
- ・ さらに、毎年の病床機能報告結果を見ながら、2025年以降の医療需要の変化も見通しつつ、段階的に整備を支援しながら取り組む。

(2) スケジュールのイメージ

時期	調整会議	意見交換の場
30年 1月	第3回地域医療構想調整会議 ・2025プランについて (今後の方向性等について議論)	随時開催 ① プラン策定病院（公的医療機関）がプランについて説明 ② 地域で必要となる医療機能や機能分化等に関する意見交換
2月		
3月		
4月		
5月	(公的医療機関等以外へのプラン作成依頼)	
6月		
7月	第1回地域医療構想調整会議 ○2025プランについての協議 (公的医療機関) ○必要となる医療機能や機能分化等に関する協議 (○地域のデータ分析・課題共有) (○病床事前協議について)	随時開催 各病院の2025年に向けた方針について意見交換 ・このほか、人材確保、地域包括ケアなどについても議論
8月		
9月	第2回地域医療構想調整会議 ○2025プランについての協議 (公的医療機関) ○必要となる医療機能や機能分化等に関する協議 (○地域医療介護総合確保基金について)	
10月		
11月		
12月		
31年 1月	第3回地域医療構想調整会議 ○2025プランについての協議 ○必要となる医療機能や機能分化等に関する協議 (○病床事前協議について)	
2月		
3月		

国の動向

厚生労働省の「地域医療構想に関するWG」（平成 29 年 11 月 20 日、12 月 13 日開催）において検討のうえ、「地域医療構想の進め方に関する議論の整理」がとりまとめられた。

< 抜粋（概要） >

調整会議の協議事項

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」で、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」とされたことを踏まえ、都道府県は、毎年度、この具体的対応方針をとりまとめる。

（調整会議において、2025 年における役割・医療機能ごとの病床数について 合意を得た 全ての医療機関の、① 2025 年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割、② 2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数、を含む）

- 平成 30 年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県の具体的対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮

ア. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

【公立病院・公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関】

- 新公立病院改革プラン、2025 プランを策定した上で、調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成 29 年度中に、2025 年に向けた具体的対応方針を協議する。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに 2025 年に向けた具体的対応方針を決定する。

【その他の医療機関】

- 開設者の変更等を含め 構想区域において担うべき 役割や機能を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定した上で、調整会議において、速やかに 2025 年に向けた対応方針を協議。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025 年に向けた対応方針を決定する。
- それ以外の全ての医療機関は、調整会議において、遅くとも平成 30 年度末までに 2025 年に向けた対応方針を協議。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025 年に向けた対応方針を決定する。

イ. その他

- 以下の医療機関に対し、調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求める。
 - ・ 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
 - ・ 新たな病床を整備する予定の医療機関
 - ・ 開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議の運営

- 構想区域によっては全ての医療機関が調整会議に参加することが難しい場合も想定されることから、構想区域の実情にあわせて医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組み合わせながら実施し、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進める。